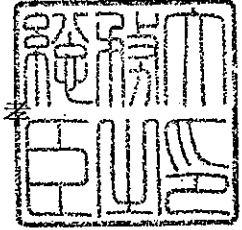


総政企第 166 号  
平成 26 年 7 月 30 日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
新藤 義孝



諮問第 69 号  
鉄道車両等生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成 26 年 7 月 11 日付け国総情政第 81 号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

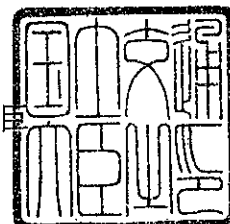


国総情政第81号

平成26年7月11日

総務大臣 殿

国土交通大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

鉄道車両等生産動態統計調査

主管部課	国土交通省総合政策局情報政策本部 情報政策課交通経済統計調査室
事務担当者	風見 俊介 電話 03 (5253) 8346 e-mail : kazami-s2h6@mlit.go.jp



## 申請事項記載書

## 1 調査の名称 鉄道車両等生産動態統計調査

## 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>鉄道車両等生産動態統計調査要綱</p> <p><u>1 調査の名称</u> 鉄道車両等生産動態統計調査</p> <p><u>2 調査の目的</u> 本調査は、<u>鉄道車両等生産動態統計（鉄道車両及び同部品製造業、鉄道信号保安装置並びに索道搬器運行装置製造業の生産の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>3 調査対象の範囲</u> <u>(1) 地域的範囲</u> 全国 <u>(2) 属性的範囲</u> 別表に掲げる品目の製造等を行う事業所であって、<u>日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両製造業」、「鉄道車両用部分品製造業」、「交通信</u></p>	<p>鉄道車両等生産動態統計調査要綱</p> <p><u>昭和29年 4月 1日承認</u> <u>平成21年 1月14日最終変更</u> <u>平成21年 4月 1日施行</u></p> <p><u>I 目的</u> <u>この統計調査は統計法（平19. 5. 23法53）に基づいて、<u>鉄道車両及び同部品製造業、鉄道信号保安装置並びに索道搬器運行装置製造業の生産動態統計調査を施行し、もって当該事業の生産の動態を明らかにすることを目的とする。</u></u></p> <p><u>III 範囲</u> <u>この統計調査は全国の鉄道車両（新造）、鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造を行う事業所（次に掲げる事業所を除く。）であって、これらの製造に常時10人以上の従業員を使用するものについ</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p> <p>平仄を合わせるため</p> <p>平仄を合わせるため</p> <p>調査対象範囲の適正化のため</p>

<p><u>号保安装置製造業」、「物流運搬設備製造業」等に属する事業所。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる事業所を除く。</u></p> <p><u>ア 自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造又は修理のみを行う事業所</u></p> <p><u>イ 自己の使用に供するためにのみ鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置又は索道搬器運行装置の製造のみを行う事業所</u></p> <p><u>ウ 日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両製造業」に属し、鉄道車両生産（改造・修理）のみを行う事業所及び「鉄道車両用部品製造業」に属する事業所にあつては常時使用する従業員が30人未満の事業所、「交通信号保安装置製造業」に属する事業所にあつては常時使用する従業員が50人未満の事業所</u></p> <p><u>4 報告を求める者</u></p> <p><u>(1) 数</u></p> <p><u>【鉄道車両生産（新造）調査票（第1号様式）】約10</u></p> <p><u>【鉄道車両生産（改造・修理）調査票（第1号様式の2）】約30</u></p>	<p><u>て行う。</u></p> <p><u>1 自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造又は修理のみを行う事業所</u></p> <p><u>2 自己の使用に供するためにのみ鉄道車両部品、鉄道信号保安装置又は索道搬器運行装置の製造のみを行う事業所</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p>
--	---	------------------

<p><u>【鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票（第2号様式）】</u> 約150</p> <p><u>【索道搬器運行装置生産調査票（第3号様式）】</u> 約10</p> <p><u>（2）選定の方法（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</u></p> <p><u>経済センサス-活動調査の調査票情報等により作成した事業所名簿</u></p> <p><u>（3）報告義務者</u></p> <p><u>3－（2）にそれぞれ規定する事業所の管理責任者に調査票を配布し、管理責任者は配布された調査票を国土交通大臣に報告するものとする。</u></p> <p><u>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</u></p> <p><u>（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）</u></p> <p><u>【鉄道車両生産（新造）調査</u></p>	<p><u>V 方法</u> （前略）</p> <p><u>1 調査票は、国土交通大臣が当該事業所の管理責任者に対し郵送により配布する。</u></p> <p><u>2 調査票の配布を受けた各事業所の管理責任者は、（中略）国土交通大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>II 事項</u></p> <p><u>この統計調査は次に掲げる調査事項について行い、生産品のうち索引番号は、「鉄道車両等品目分類表」により行う。</u></p> <p><u>生産品</u> （後略）</p> <p><u>第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式〔略〕</u></p> <p><u>II 事項</u> （前略）</p> <p><u>（1）鉄道車両生産（新造）統計</u></p>	<p>調査対象範囲の適正化のため</p> <p>調査対象範囲の適正化のため</p> <p>平仄を合わせるため</p> <p>生産形式に合わせた様式番号の適正化のため</p>
---	--	--

<p><u>票】</u></p> <p>① 索引番号</p> <p>② 需要先</p> <p>③ 月間受注両数及び金額</p> <p>④ 月間生産両数及び金額</p> <p>⑤ 月末手持両数及び金額</p> <p><u>【鉄道車両生産（改造・修理）</u> <u>調査票】</u></p> <p>① 生産形式</p> <p>② 索引番号</p> <p>③ 需要先</p> <p>④ 期間受注両数及び金額</p> <p>⑤ 期間生産両数及び金額</p> <p>⑥ 期末手持両数及び金額</p> <p><u>【鉄道車両部品及び鉄道信号</u> <u>保安装置生産調査票】</u></p> <p>① 索引番号</p> <p>② 期間生産数量及び金額</p> <p>③ 納入先</p> <p>④ 期間出荷数量及び金額</p> <p>⑤ 期末在庫数量及び金額</p> <p><u>【索道搬器運行装置生産調査</u> <u>票】</u></p> <p>① 索引番号</p> <p>② 期間受注数量及び金額</p> <p>③ 期間生産数量及び金額</p> <p>④ 期末手持数量及び金額</p> <p><u>(2) 基準となる期日又は期間</u></p> <p><u>【鉄道車両生産（新造）調査</u> <u>票】 毎月末日現在</u></p> <p><u>【鉄道車両生産（改造・修理）</u> <u>調査票、鉄道車両部品及び鉄道</u></p>	<p><u>調査（第1号様式）</u></p> <p>ア 索引番号</p> <p>イ 需要先</p> <p>ウ 月間受注両数及び金額</p> <p>エ 月間生産両数及び金額</p> <p>オ 月末手持両数及び金額</p> <p><u>(2) 鉄道車両生産（改造・修理）</u> <u>統計調査（第2号様式）</u></p> <p>ア 生産形式</p> <p>イ 索引番号</p> <p>ウ 需要先</p> <p>エ 期間受注両数及び金額</p> <p>オ 期間生産両数及び金額</p> <p>カ 期末手持両数及び金額</p> <p><u>(3) 鉄道車両部品及び鉄道信号</u> <u>保安装置生産統計調査（第3</u> <u>号様式）</u></p> <p>ア 索引番号</p> <p>イ 期間生産数量及び金額</p> <p>ウ 納入先</p> <p>エ 期間出荷数量及び金額</p> <p>オ 期末在庫数量及び金額</p> <p><u>(4) 索道搬器運行装置生産統計</u> <u>調査（第4号様式）</u></p> <p>ア 索引番号</p> <p>イ 期間受注数量及び金額</p> <p>ウ 期間生産数量及び金額</p> <p>エ 期末手持数量及び金額</p> <p><u>IV 期日</u></p> <p><u>この統計調査は鉄道車両生産</u> <u>（新造）統計調査にあつては毎</u> <u>月末日現在、鉄道車両生産（改造・</u> <u>修理）統計調査、鉄道車両部品</u></p>	<p>産業連関表の精度向上の ため</p> <p>産業連関表の精度向上の ため</p> <p>産業連関表の精度向上の ため</p>
--	---	---

<p><u>信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票】</u> <u>毎四半期末日現在</u></p>	<p><u>及び鉄道信号保安装置生産統計調査並びに索道搬器運行装置生産統計調査にあつては毎四半期末現在によって行うものとする。</u></p>	
<p><u>6 報告を求めるために用いる方法</u></p> <p><u>(1) 調査組織</u> <u>国土交通省－報告者</u></p> <p><u>(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他 (FAX) )</u></p> <p><u>オンライン調査は、国土交通省オンライン申請システムのほか、電子メールも含む。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。FAXについては、国土交通省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、FAXにより調査票を回収 (報告者が送信) する方法により行う。なお、FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。</u></p>	<p><u>V 方法</u></p> <p><u>この統計調査は次に定める方法によって行うほか、国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成十五年国土交通省令第二十五号) 第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに、国土交通大臣に調査票が提出されたものとみなす。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>平仄を合わせるため</p>

<p>7 <u>報告を求める期間</u></p> <p>(1) <u>調査の周期</u></p> <p><u>【鉄道車両生産(新造)調査票】</u></p> <p>毎月</p> <p><u>【鉄道車両生産(改造・修理)調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票】</u></p> <p>四半期</p> <p>(2) <u>調査の実施期間又は調査票の提出期限</u></p> <p><u>【鉄道車両生産(新造)調査票】</u></p> <p>提出期限は、調査月翌月の15日</p> <p><u>【鉄道車両生産(改造・修理)調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票】</u></p> <p>提出期限は、調査四半期最終月翌月の15日</p>	<p>V <u>方法</u></p> <p>(前略)</p> <p>配布を受けてから所定事項を記入し、記名のうえ、<u>鉄道車両生産(新造)統計調査</u>にあつては調査月の翌月15日までに、<u>鉄道車両生産(改造・修理)統計調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産統計調査並びに索道搬器運行装置生産統計調査</u>にあつては調査四半期の翌月15日までに(後略)</p>	<p>平仄を合わせるため</p>
<p>8 <u>集計事項</u></p> <p><u>【鉄道車両生産(新造)調査票】</u></p> <p>① <u>車種別新造合計受注、生産、月末手持両数及び金額</u></p> <p>② <u>車種別新造国内向け受注、生産、月末手持両数及び金額</u></p> <p>③ <u>車種別新造国内向け需要先別受注、生産、月末手持両数及び金額</u></p>	<p>VI <u>集計事項</u></p> <p><u>生産品について、次の事項を集計する。</u></p> <p>(1) <u>鉄道車両(新造)</u></p> <p>ア <u>車種別新造合計受注、生産、手持両数及び金額</u></p> <p>イ <u>車種別新造国内向け受注、生産、手持両数及び金額</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化及び産業連関表の精度向上のため</p>



<p>④ 車種別新造輸出向け受注、生産、<u>月末手持両数</u>及び金額</p> <p><u>【鉄道車両生産（改造・修理）調査票】</u></p> <p>① 車種別改造・修理総計、受注、生産、<u>期末手持両数</u>及び金額</p> <p>② 車種別改造合計受注、生産、<u>期末手持両数</u>及び金額</p> <p>③ 車種別改造需要先別受注、<u>生産、期末手持両数</u>及び金額</p> <p>④ 車種別修理合計受注、生産、<u>期末手持両数</u>及び金額</p> <p>⑤ 車種別修理需要先別受注、<u>生産、期末手持両数</u>及び金額</p> <p><u>【鉄道車両部品生産調査票】</u></p> <p>① 品目別生産、出荷、<u>期末在庫数量</u>及び金額</p> <p>② 納入先別出荷内訳</p> <p><u>【鉄道信号保安装置生産調査票】</u></p> <p>① 品目別生産、出荷、<u>期末在庫数量</u>及び金額</p> <p>② 納入先別出荷内訳</p> <p><u>【索道搬器運行装置生産調査票】</u></p> <p>品目別受注、生産、<u>期末手持数量</u>及び金額</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>旦</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p><u>【鉄道車両生産（新造）調査</u></p>	<p>ウ 車種別新造輸出向け受注、生産、手持両数及び金額</p> <p>(2) 鉄道車両（改造・修理）</p> <p>ア 車種別総計、受注、生産、手持両数及び金額</p> <p>イ 車種別改造（合計、国内向、輸出）受注、生産、手持両数及び金額</p> <p>ウ 車種別修理（合計、国内向、輸出）受注、生産、手持両数及び金額</p> <p>(3) 鉄道車両部品</p> <p>ア 品目別生産、出荷、在庫数量及び金額</p> <p>イ 納入先別出荷内訳</p> <p>(4) 鉄道信号保安装置</p> <p>ア 品目別生産、出荷、在庫数量及び金額</p> <p>イ 納入先別出荷内訳</p> <p>(5) 索道搬器運行装置</p> <p>ア 品目別受注数量及び金額</p> <p>イ 品目別生産、手持数量及び金額</p> <p>VIII 結果の公表の方法及び期日</p> <p>1 国土交通大臣は集計結果を鉄道車両生産（新造）統計調</p>	<p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化及び産業連関表の精度向上のため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化及び産業連関表の精度向上のため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>表現の適正化のため</p> <p>平仄を合わせるため</p>
--	--	---

<p><u>票】</u></p> <p><u>「鉄道車両等生産動態統計月報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）により公表する。</u></p> <p><u>【鉄道車両生産（改造・修理）調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票】</u></p> <p><u>「鉄道車両等生産動態統計四半期報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）により公表する。</u></p> <p><u>また、年度の集計結果を「鉄道車両等生産動態統計年報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。</u></p> <p><u>(2) 公表の期日</u></p> <p><u>月報については、調査月翌月末日までに、四半期報については、調査四半期最終月の翌々月末日までに、年報については、調査年度の翌年度9月末日までに公表を行う。</u></p> <p><u>10 使用する統計基準</u></p> <p><u>調査対象の範囲を画定する際に、日本標準産業分類を使用する。</u></p>	<p><u>査にあつては月報により、鉄道車両生産（改造・修理）統計調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産統計調査並びに索道搬器運行装置生産統計調査にあつては四半期報により、年度の集計結果を年報により公表する。</u></p> <p><u>2 公表の期日は、月報については、調査月の翌月末日までに、四半期報については、調査四半期の翌々月末日までに、年報については、調査年度の翌年度9月末日までに公表する。</u></p>	<p>平仄を合わせるため 調査対象範囲の適正化のため</p>
---	---	------------------------------------

<p>11 <u>調査票情報の保存期間及び保存責任者</u></p> <p>(1) <u>調査票情報の保存期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>記入済み調査票：2年</u></li> <li>・ <u>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年</u></li> </ul> <p>(2) <u>保存責任者</u></p> <p>国土交通大臣</p>	<p>IX <u>関係書類の保存期間及び保存責任者</u></p> <p>1 <u>国土交通大臣の保存する調査票の保存期間は2年間、国土交通大臣の作成した集計表の保存期間は5年間とする。</u></p> <p>2 <u>国土交通大臣は、調査票及び集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を永年保存する。</u></p> <p>3 <u>保存責任者は国土交通大臣とする。</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p>
<p>12 <u>立入検査等を対象とすることができる事項</u></p> <p><u>当該事項なし</u></p> <p><u>[別表]</u></p>	<p><u>鉄道車両等品目分類表 [略]</u></p> <p>VII <u>集計方法</u></p> <p><u>国土交通大臣は、自ら受理した調査票を審査集計する。</u></p>	<p>平仄を合わせるため</p> <p>平仄を合わせるため</p> <p>平仄を合わせるため</p>

## 鉄道車両等品目分類表

索引番号	商 品 名	数量単位
01	鉄道車両	両
011	機関車	両
0111	電気機関車	両
01111	直流電気機関車	両
01112	交直流電気機関車	両
01113	交流電気機関車	両
0112	ディーゼル機関車	両
01121	液体式ディーゼル機関車	両
01122	電気式ディーゼル機関車	両
01129	その他の機関車	両
012	旅客車	両
0120	電車(新幹線を除く。)	両
01201	電動車(制御電動車を含む。)	両
01202	制御車	両
01203	付随車	両
01209	その他の電車(荷物車、食堂車、郵便車等を含む。)	両
0121	新幹線	両
01211	電動車(制御電動車を含む。)	両
01212	制御車	両
01213	付随車	両
01219	その他の新幹線(保守用車両等を含む。)	両
0122	ディーゼル車	両
01221	ディーゼル動車	両
01229	その他のディーゼル車(荷物車、食堂車、郵便車等を含む。)	両
0123	客車(荷物車、食堂車、郵便車等を含む。)	両
0129	その他の旅客車(ガスタービン車、索道搬器(閉さ式に限る。))等を含む。)	両
013	貨物車	両
0131	コンテナ車	両
0132	タンク貨車(水運車を含む。)	両
0139	その他の貨物車	両
014	特殊車両(保守用車両等を含む。)	両
02	鉄道車両部品	
020	動力発生装置	
0201	ディーゼル機関	個
0209	その他の動力発生装置	両
021	動力伝達装置	
0211	液体式変速機	個
0212	逆転機	両
0213	推進軸	両
0214	歯車	両
022	台車及び車体用品	
0221	台車	個
0222	連結装置	両
0223	ばね	両
0224	オイルダンパ(連結装置に含まれるものを除く。)	両
0225	輪軸用品	両
0226	軸箱	両
0227	軸受	両
0229	その他の台車及び車体用品	
023	ブレーキ装置	
0231	制輪子	個
0232	空気ブレーキ用品(ディスクブレーキ用品を含む。)	
0239	その他のブレーキ装置	
024	電気機器	
0241	主電動機	個
0242	主変圧器	両
0243	主変換装置	両
0244	補助電源装置	両
0245	制御装置	
0246	集電装置	個
0247	点燈装置	
0248	電気冷・暖房装置	個
0249	モニタ装置	両
0250	車上用列車自動制御装置用品	両
0259	その他の電気機器	
026	ディーゼル機関用機器	

索引番号	商 品 名	数量単位
027	補助機器	
028	コンテナ	個
029	その他の鉄道車両部品	
03	鉄道信号保安装置	
031	電気信号用品	
0311	架類	個
0312	継電器	〃
0313	車内警報装置用品(地上装置及び直付けする継電器を含む。)	
0314	列車自動制御装置用品(直付けする継電器を含む。)	
0315	電気信号機用品(入換用機構、地上中継機構等を含む。)	
0316	電気、電空転てつ機	個
0317	電気連動装置	
0318	踏切保安装置	
03181	自動踏切しゃ断機	個
03189	その他の踏切保安装置	
0319	信号用変圧器類	個
0320	バンド類	〃
0321	電源装置	〃
0322	信号線路用品	
03221	信号ケーブル	米
03229	その他の信号線路用品	
0329	その他の電気信号用品	
033	機械信号用品(カーリターダ用品を含む。)	
035	分岐器用品	
04	索道搬器運行装置	
041	普通索道装置(閉さ式搬器を除く。)	組
042	特殊索道装置	〃
043	貨物索道装置	〃
044	その他の索道装置	〃
045	単体部品	

## 鉄道車両等生産動態統計調査要綱（変更後）

### 1 調査の名称

鉄道車両等生産動態統計調査

### 2 調査の目的

本調査は、鉄道車両等生産動態統計（鉄道車両及び同部品製造業、鉄道信号保安装置並びに索道搬器運行装置製造業の生産の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### （1）地域的範囲

全国

#### （2）属性的範囲

別表に掲げる品目の製造等を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両製造業」、「鉄道車両用部分品製造業」、「交通信号保安装置製造業」、「物流運搬設備製造業」等に属する事業所。

ただし、次に掲げる事業所を除く。

ア 自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造又は修理のみを行う事業所

イ 自己の使用に供するためにのみ鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置又は索道搬器運行装置の製造のみを行う事業所

ウ 日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両製造業」に属し、鉄道車両生産（改造・修理）のみを行う事業所及び「鉄道車両用部分品製造業」に属する事業所にあつては常時使用する従業員が 30 人未満の事業所、「交通信号保安装置製造業」に属する事業所にあつては常時使用する従業員が 50 人未満の事業所

### 4 報告を求める者

#### （1）数

【鉄道車両生産（新造）調査票（第1号様式）】 約 10

【鉄道車両生産（改造・修理）調査票（第1号様式の2）】 約 30

【鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票（第2号様式）】 約 150

【索道搬器運行装置生産調査票（第3号様式）】 約 10

#### （2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

経済センサス-活動調査の調査票情報等により作成した事業所名簿

#### （3）報告義務者

3 - （2）にそれぞれ規定する事業所の管理責任者に調査票を配布し、管理責任者

は配布された調査票を国土交通大臣に報告するものとする。

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

#### 【鉄道車両生産（新造）調査票】

- ① 索引番号
- ② 需要先
- ③ 月間受注両数及び金額
- ④ 月間生産両数及び金額
- ⑤ 月末手持両数及び金額

#### 【鉄道車両生産（改造・修理）調査票】

- ① 生産形式
- ② 索引番号
- ③ 需要先
- ④ 期間受注両数及び金額
- ⑤ 期間生産両数及び金額
- ⑥ 期末手持両数及び金額

#### 【鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票】

- ① 索引番号
- ② 期間生産数量及び金額
- ③ 納入先
- ④ 期間出荷数量及び金額
- ⑤ 期末在庫数量及び金額

#### 【索道搬器運行装置生産調査票】

- ① 索引番号
- ② 期間受注数量及び金額
- ③ 期間生産数量及び金額
- ④ 期末手持数量及び金額

### (2) 基準となる期日又は期間

【鉄道車両生産（新造）調査票】 毎月末日現在

【鉄道車両生産（改造・修理）調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票】 毎四半期末日現在

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査組織

国土交通省－報告者

(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他 (FAX))

オンライン調査は、国土交通省オンライン申請システムのほか、電子メールも含む。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。FAXについては、国土交通省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、FAXにより調査票を回収 (報告者が送信) する方法により行う。なお、FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

【鉄道車両生産 (新造) 調査票】 毎月

【鉄道車両生産 (改造・修理) 調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票】 四半期

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

【鉄道車両生産 (新造) 調査票】

提出期限は、調査月翌月の 15 日

【鉄道車両生産 (改造・修理) 調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票】

提出期限は、調査四半期最終月翌月の 15 日

8 集計事項

【鉄道車両生産 (新造) 調査票】

- ① 車種別新造合計受注、生産、月末手持両数及び金額
- ② 車種別新造国内向け受注、生産、月末手持両数及び金額
- ③ 車種別新造国内向け需要先別受注、生産、月末手持両数及び金額
- ④ 車種別新造輸出向け受注、生産、月末手持両数及び金額

【鉄道車両生産 (改造・修理) 調査票】

- ① 車種別改造・修理総計、受注、生産、期末手持両数及び金額
- ② 車種別改造合計受注、生産、期末手持両数及び金額
- ③ 車種別改造需要先別受注、生産、期末手持両数及び金額
- ④ 車種別修理合計受注、生産、期末手持両数及び金額
- ⑤ 車種別修理需要先別受注、生産、期末手持両数及び金額

【鉄道車両部品生産調査票】

- ① 品目別生産、出荷、期末在庫数量及び金額
- ② 納入先別出荷内訳



【鉄道信号保安装置生産調査票】

- ① 品目別生産、出荷、期末在庫数量及び金額
- ② 納入先別出荷内訳

【索道搬器運行装置生産調査票】

品目別受注、生産、期末手持数量及び金額

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

【鉄道車両生産（新造）調査票】

「鉄道車両等生産動態統計月報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及び e-Stat）により公表する。

【鉄道車両生産（改造・修理）調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票】

「鉄道車両等生産動態統計四半期報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及び e-Stat）により公表する。

また、年度の集計結果を「鉄道車両等生産動態統計年報」としてとりまとめ、インターネット（国土交通省ホームページ及び e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

月報については、調査月の翌月末日までに、四半期報については、調査四半期最終月の翌々月末日までに、年報については、調査年度の翌年度9月末日までに公表を行う。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲を画定する際に、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票：2年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

国土交通大臣

12 立入検査等を対象とすることができる事項

当該事項なし

[別表]